

議 事 録

会議名	第1回子ども・子育て会議		
日時	平成28年7月14日（木）9:30～	開催形態	公開
場所	東分庁舎2階第2会議室		
出席者	磯川委員長、佐藤副委員長、中澤委員、鷺見委員、菊地原委員、藤崎委員、河合委員、前田委員、小倉委員、白岩委員、山田委員 ※事務局…野崎健康子ども部長、宮崎子ども青少年課長、原田主幹、徳江副主幹、青木副主幹、秋庭主査、赤井主査、		
議題	(1) 寒川町子ども・子育て支援事業計画の進行管理について (2) 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部改正について (3) その他		
決定事項	議事録署名人 佐藤副委員長、中澤委員に決定 (1)～(2) 了承 (3) その他（報告事項） ・今度のスケジュールについて ・母子健康アプリケーションの導入について ・私立幼稚園等就園奨励費交付要綱等の一部改正について		
議事録	1. 開会 2. 自己紹介 その後、議事録署名委員として、佐藤副委員長、中澤委員を選出 3. 議題 (1) 寒川町子ども・子育て支援事業計画の進行管理について 【事務局】 子ども家庭担当の原田です。よろしくお願ひします。 議題1 寒川町子ども・子育て支援事業計画の進行管理についてご説明させて		

いただきます。資料につきましては、資料1、平成27年度子ども・子育て支援事業計画進行管理表をご覧ください。

こちらの進行管理につきましては、11課、全体で95事業の進行管理となっています。再掲載、重複した事業もありますので、実際には78事業の進行管理を行うこととなります。進行管理の進め方ですが、最初に進行管理の集計表があります。こちらの集計表に基づいて説明させていただき、集計表の中にそれぞれの評価のランク、Aランクの事業が達成しているもの、Bランクの事業が遅れているもの、Cランクの廃止の方向のものがあります。方向性については、このまま現状を維持していくもの、拡大していくもの、縮小していくものなどがありますので、計画どおりに進んでいて、今後も計画を維持していく事業については、基本的に説明を省かせていただき、それ以外のものを中心に説明させていただきます。また、平成29年度がこの計画の中間年で見直しを予定しています。見直しや検討すべき事項がある事業については、説明を詳しくさせていただきます。

この集計表の次に、個別の児童クラブから始まる進行管理表があります。ページはふっていませんが、ページの代わりに上から4段目、4事業名のところに、1児童クラブ運営事業と書かせていただいています。この1から順番に進んでいますので、1児童クラブの運営事業をご覧くださいという形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、全体の話をしていただきます。この計画は、基本目標が1から5番までであり、1番「子育て家庭の支援」2番「母子の健康の確保と増進」3番「教育環境の整備」4番「子育てを支援する生活環境の整備」5番「要支援家庭への取り組み」と5つの基本目標がありますので、それぞれ基本目標ごとに進行管理を進めていきます。

では、中段の基本目標1「子育て家庭への支援」をご覧ください。こちらについては、計画の事業番号1番から41番までの41事業が対象になっています。表の下段のところに書かせていただきましたが、再掲載が8事業ありますので、実際には33事業になります。具体的には、A評価のもので、目標が達成されているものについては34事業、B評価で少し遅れている事業が4事業、そして県の事業等で設定がないものが3事業あります。A評価で今後、拡大していく必要がある事業のうち、1番の児童クラブ運営事業についてですが、こちらは利用者ニーズも増えてきているので、今後、拡大していくと必要があります。後で個別にご説明させていただきます。

続きまして、5番の一時保育事業で保育所の部分になります。計画では28年度より町内4保育所で実施予定となっていて、昨年度については、実施の予定がありませんでしたが、寒川湘南保育園で一時預かり事業を開始しています。今年度については、開始時期は未定ですが、他の3保育所でも実施する予定となつて

います。

続きまして、15番の子育て支援相談事業になります。現在、相談員として子ども青少年課に1名、臨床心理士の相談員がいますが、今年度からもう1名増やす予定で、既に4月から1名増員していて、2名体制で相談業務を実施しています。具体的には、昨年度、この会議にも出席させていただいている山田が相談員となって事業を実施しています。

続きまして、19番の育児相談事業になります。こちらにつきましては、28年度よりう蝕予防の強化のため、2歳児については、歯科相談のみを実施していましたが、歯科健診を行い、その後相談業務を行っていくということで、事業を進めています。

39番の小児医療費助成事業になります。こちらにつきましては、29年度、通院に係る対象者の拡大に向けて準備を進めているところで、今年の3月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも位置づけていて、具体的な拡充の内容は現在のところ未定となっています。

続きまして、B評価の事業につきましては、6番の子育て支援センター事業で、年間の利用者人数が減少しています。こちらも後で詳しくご説明させていただきます。

設定がないものにつきましては、まず、9番の健康福祉総合センターの検討と28番の町営プールの運営管理事業の検討になります。こちらにつきましては、公共施設等総合管理計画の策定を進めていて、その中で両施設のあり方についての検討を行っているところです。未定のところも多くありますが、11月ごろを目途に素案が示される予定です。その後、今年度末に策定される予定となっていますので、その計画の中でどう判断されるかというところが鍵になります。最後に40番の小児特定疾患医療、特定疾患になります。こちらについては、神奈川県在所管の事業となっていますので、特に目標等は設定していません。

次に、基本目標2、「母子の健康の確保と増進」になります。こちらは計画の事業番号が42番から53番までの12事業が対象になっていまして、主な対象としては母子保健事業となっています。評価については、12事業、全て計画どおりという評価になっていて、その中で今後、拡大していくものについては、44番の母子健康相談事業になります。こちらは、先ほどと、重複する内容となっていますが、歯科相談から歯科健診へと拡充されています。

次に、51番の特定不妊治療費の補助事業になります。28年度から、国の制度改正にあわせて拡充をしています。内容としては、特定不妊治療に進まれた方のうち、特に初回は妊娠率が高いということで、県の補助額が15万円から30万円に引き上げられています。町では、その額に更に上乗せ補助をしていて、町の補助額も5万円から10万円に拡充します。また、今までは男性に対する不妊

治療は対象になっていませんでしたが、男性の無精子症について、睾丸の中で精子がつけられている方については、直接精子を取り出して不妊治療が可能のため、その治療費に対して国が補助の対象としたことから、町も拡充させていただいたところではあります。

続きまして、基本目標3番「教育環境の整備」になります。こちらは計画の事業番号が54番から63番まで10事業が対象で、再掲載は3事業となっています。評価につきましては、A評価の事業が7事業、B評価の事業が3事業となっていて、A評価のうち、今後、拡大していく必要がある事業は55番の教育コンピューターの活用事業で小・中学校を対象とした事業です。この事業は、既に1人当たり1台の確保はできていますが、国の動向を鑑み、今後機器の入れ替え等も含めて対応していくということで、教育委員会から報告がありました。

次に、B評価につきましては、56番の教育相談事業になります。教育相談指導教室への通所までに至らなかった子どもが計画より少なかったためとなっています。

次に、60番の子育て支援センター事業は、先ほどと同様の理由です。

続きまして、基本目標4番、「子育てを支援する生活環境の整備」になります。こちらは計画の事業番号が64番から82番までの事業が対象となっていて、全19事業のうち再掲載の事業は3事業となっています。A評価の事業については14事業、B評価の事業は2事業、設定がない事業については3事業となります。A評価でさらに拡大していく必要のある事業については、68番の安全・安心パトロール活動の推進で、町には青回転灯をつけたパトロール車があり、防犯アドバイザーが中心となってパトロールを実施していますが、更に巡回の強化を行うということで、拡大としました。また、このパトロール車に乗るためには講習を受ける必要があります。今年度、町の全職員がこの講習を受ける予定になっています。全職員がパトロール車に乗ることができるための取り組みを行っているところです。

次に、B評価事業の75番の教育相談事業及び79番の子育て支援センター事業については、先ほどと同様の理由です。設定がない事業については、64番の公共施設のバリアフリー化は、法制度の情報提供であることと、71番の子どもを守るための活動の推進は、PTAの主催事業となります。また、74番の薬物乱用防止啓発事業についても、青少年環境浄化推進協議会のカンパニー主催事業となっていますので、目標設定をしていません。

最後の基本目標5、「要支援家庭への取り組み」になります。こちらは事業番号83番から95番までの13事業が対象となっていて、再掲載のものが3事業あります。計画どおりに進んでいるA評価の事業が9事業、B評価の事業が1事業となっています。その他、県の事業等で設定のないものが3事業あります。A評

価で今後、拡大していく必要のある事業については、83番の児童虐待防止のネットワーク事業で、児童福祉法改正に伴う体制の充実ということで、平成29年4月から、虐待の担当をしている部署に専門職員を配置しなければならないことになりました。今までは専門職員の配置は努力義務でしたが、来年度から義務化になります。具体的には、現在私が、児童虐待の担当をしていますが、私は一般事務職員です。この調整機関の担当者について専門職員を配置していくこととなりますので、来年度に向け、保健師等の職員を配置するための取り組みを進めているところです。

続きまして、93番の特別支援教育推進事業、小・中学校を対象とした事業になります。この事業は、目標は達成しており、1人の受け持つ児童数については、2名ということになっていますが、今後、更に支援員等の増員に向けた検討が必要であるということで、教育委員会から報告がありました。次に、95番の特別支援学級の開設についてですが、27年度末現在では、1校設置がされていませんでしたが、今年度よりすべての学校で特別支援学級が開設されました。

B評価の84番の子育て支援センター事業は、先ほどと同様の理由です。また、設定ない事業については、3事業とも県の所管事業となりますので、目標設定をしていません。なお、実数値は記載していませんが、ご報告させていただきますと、86番の児童扶養手当については、ひとり親家庭等が受給する手当になります。町の実数としては、対象者が382人。そのうち、所得オーバーや、受給する必要がないということで現況届を提出されていない方が45名いる状況となっています。91番の障害児童福祉手当については、現在、受給されている方は23名です。最後に94番の特別児童扶養手当については、現在、66名の方が受給されているという状況となっています。

5つの基本目標を併せた95事業のうち、A評価のものが76事業、B評価のものが10事業、C評価については、計画が始まって1年目ですので、現在のところありません。設定がない事業が9事業となっています。

次に個別事業になります。ここからは、委員の皆さんに知っておいていただきたい事業について、幾つかご説明させていただきます。

まず、1番の児童クラブ運営事業についてです。計画値については、こちらの青い冊子の計画と同様の数字で、実績値は、昨年度5月1日現在の入所児童数で186人となっています。また、今年度の5月1日現在では、220名の児童の方が利用されていて、実際には29年度の計画値と同数の方が入所されていますので、今後、拡大していく必要があると考えています。

具体的な内容としては、6月1日現在で、待機児童が発生しているクラブがあり、小谷小学校のげんきっ子クラブで待機児童が8名、寒川小学校のあおぞらクラブで3名という状況です。こちらにつきましては、計画策定時に、委員をされ

ていた方はご存じだと思いますが、1人当たりの面積要件があり、1人当たり1.6平米を確保して運営しています。この面積要件を満たしたうえで、定員を拡大できるクラブについては定員を拡大する。それでも今後、継続的に待機児童が発生することが見込まれるクラブについては整備をしていく方向となっています。その当時から、あおぞらクラブとげんきっ子クラブについては、継続的に待機児童が出る可能性が高く、現実的に待機児童が発生している状況があります。今後、29年度の間年の見直しに当たり、その部分についてどう対応していくかですが、様々な手法があるかと思えます。例えば新規に建設や増築する。または余裕教室の有効利用など、今年度中に検討し、方向性を示していきたいと考えています。

続きまして、2番の保育所運営事業をご覧ください。こちらは保育所の入所状況となっています。計画値の630人については、同胞援護会が運営している保育所が3園で各180人定員、また寒川湘南保育園の90名定員の保育所が1カ所あり、現在、町では630人の定員で保育事業を実施させていただいています。120%が目標で、実績値の106%については、定員を超えて受け入れていただいている状況があり、27年度については3月1日現在で106%、人数は、668人という状況になっています。こちら実数と計画に乖離がある場合には中間年に修正の検討を行うということで、計画の策定時にもご説明させていただいているところです。

町としては、630名を継続していき、計画の最終年にあたる31年度に120人規模の保育所誘致等を行っていく計画です。ただ、現実として、少子化が進む中、現在運営していただいている4保育所が今後も安定して運営していただくということがまず大前提になると思います。国の加速化プランでは、保育所のニーズのピークは平成29年ということが言われている現状の中で、現在のところ、実数と少し乖離がある状況です。今後本当に120人規模の定員拡大が必要なのかということも含め、今年度、事業所とも協議のうえ、方向性を検討していく必要があると思います。

可能性としましては、例えば計画の中では定めはありませんが、小規模保育事業の検討や既存保育所の定員数の拡大などについても、検討していく必要があると思っています。

また、実態としては、今年度4月1日現在の、国に基づく待機児童数は10名となっています。この待機児童以外の未入園の方については、直近の6月23日現在で78人いる状況となっていますが、育児休暇の延長のための不承諾を目的に申請されている方、もしくは要件がほぼない方等の申請もありますので、実際に要件があって、待っていらっしゃる方は、更に少なくなる状況となります。

続きまして、5番の一時保育事業、保育園をご覧ください。こちらは、先ほど

もお話しさせていただきましたとおり、27年度中の計画予定はありませんでしたが、寒川湘南保育園が一時預かり事業を実施しており、27年度実績は、1,564件です。同胞援護会が運営する3園についても、今年度の実施に向けて検討いただいているところです。

この計画値900人につきましては、実態が見えない中で、計画数値を設定しなければならないということでしたので、国の補助対象の最低の人数を計画値にしていたので、今後の動向を踏まえ、29年に拡大の方向で修正を検討していく予定です。

続きまして、6番の子育て支援センター事業をご覧ください。この事業は、実績の年間の利用者人数が減少しているということでB評価となっています。こちらは、ピーク時には、年間の利用者が延べ人数で1万2,000人を越えていました。24年度は1万1,000人程度、25年度が1万人程度で、26年度に初めて1万人を割り、27年度になって8,000人程度となっている状況があります。主な理由としては、幼稚園のプレ保育が進んでいることと、人口の減少傾向が要因と考えています。一方で利用のきっかけづくりはしっかりと行っていく必要がありますので、イベントを平成26年から定期的を開始しています。内容としては、リトミックや本の読み聞かせ、ウクレレ鑑賞などを実施していて、26年度は20講座、参加者が299組、647人です。昨年度につきましては、24講座。利用者は少し減りましたが、278組、610人の方にご参加いただいたところです。

今後の方向性としては、そもそも町が支援センターを設置した理由として、要支援者等の見守り機能の強化ということがあります。対象は小学校未就学の子育て家庭が対象で、特に保育所、幼稚園に通っていない無所属の家庭に対する見守り機能としての役割を重視しています。親子リトミックなどの人気のある事業を中心にイベントを実施していけば、目標達成の可能性もありますが、本当に支援が必要な方たちが利用しづらくなる環境になってしまう可能性もあることから、今までどおり、事業を進めていきたいと考えていますので、この事業については、来年度に下方修正をしていきたいと考えています。

続きまして、7番のファミリーサポートセンター事業をご覧ください。こちらは、有償ボランティア制度となっていますが、1時間当たりの利用料が700円、休みや夜中については900円かかるということで、利用者の経済的負担も重く、これまで、なかなか利用件数が増えない状況がありました。昨年度については、利用料金の一部を町が負担するという制度を新たにつくりました。具体的には、700円のうちの200円、ひとり親家庭や生活保護世帯については300円を町が負担するというを開始して、利用件数が1,907件、前年比約190%の利用率となっています。

会員数も増加傾向にあり、昨年度末初めて1,000人を超えて、会員数が1,003人となっています。利用対象者が小学校6年生までですから、4月に入って50人程度は減ることが予想されますが、会員数、利用件数ともに増加傾向となっています。

続きまして、12番の地域子育て環境づくり支援事業について説明させていただきます。この事業は、27年度からの新規事業で、町内には子育て支援をしていただける団体が少ないという状況の中で、創意工夫のある子育て支援事業の取り組みをしていただいた団体に対して補助金を交付する制度となっています。上限額は30万円で事業内容にもよりますが、基本的には10分の10補助で、昨年度については、寒川学童保育会のNPO化に向けた取り組みに対して30万円の補助を行いました。

今年度につきましては、この補助金をきっかけとして、279（ツナグ）という団体が立ち上がりまして、補助金の交付決定をさせていただきました。具体的な内容としては、不登校などの悩みを抱えた保護者を集め、講演会などの事業を行うということで、10月から事業を開始する予定です。更にもう1団体から申請があり、ご存じの方も多いたと思いますが、はぐはぐです。はぐはぐは、一昨年度までNPO法人として活動されていましたが、現在は任意団体として活動している状況です。湘南サザンのマンションの川を挟んだ対岸にさむかわエコネットが空き地を利用して自然公園を整備しました。その場所を利用して親子での自然との触れ合い体験をしたいということで、交付決定を行っています。今後は秋以降の事業の実施を目指し、学校や子供会等に声かけをしていく予定です。

続きまして、13番の子育て支援プログラム実施事業になります。こちらも昨年度より本格実施した事業で、子育て支援相談員の2名がNP（ノーバディーズ・パーフェクト）という子育て支援プログラムのファシリテーターの資格を取得しました。昨年度については、夏にファシリテーターの資格を取得ことから、年明けに1回、事業の開催を実施し、12名の参加がありました。参加者からのアンケート結果では、高い評価をいただいたところです。今年度は、既に1回終了していて、10名の方に参加していただいています。年明けにももう1回、実施していきたいと考えています。

続きまして、19番の育児相談事業をご覧ください。こちらは、今までは歯科衛生士による相談事業でしたが、健診も併せて実施し、事業拡大したところです。また、心の相談事業については、月2回実施していましたが、育児に不安を抱えるご家庭も増加の傾向にあるということで、月3回に拡大して事業を実施しています。

続きまして、45番の母子健康診査事業になります。妊婦健康診査には公費負担があります。27年度までは、4万8,700円でした。それを今年度より7万

7,000円まで拡充しています。こちらは、まち・ひと・しごと創生総合戦略での位置づけと町として湘南地域子育てナンバーワンを目指すということで、公費負担額を増額したところです。

続きまして、52番の不育症治療費補助事業をご覧ください。こちら昨年度より新たに実施した事業で、町の人口規模から、年間2名程度ということ想定して計画をさせていただきましたが、昨年度につきましては、申請がありませんでした。この事業については、基本的に2回以上、流産を繰り返した方が検査をし、その結果、不育症であることが診断され、不育症治療を進め、妊娠から出産に至る、もしくは流産した一治療期間に対しての補助事業になります。なお、問い合わせは数件ありまして、受診機関はかなり混み合っているということで、診療の申し込みをしたところ3カ月先になったという話も聞いています。また、実際に治療を始めたところ母体に危険を及ぼす可能性があるということがわかったので、治療を中止した旨の相談がありました。今年度については1件、ここで検査の結果が出るとの連絡が来ていますので、不育症と診断されれば、今後、申請が出てくると考えています。

続いて、67番の路線バス等の利用環境の充実についてです。こちらは、昨年の次世代の計画までは、低床バスの導入率を計画値にさせていただいていましたが、本計画から路線数を計画値としています。現在は町内の路線と海老名まで試験運行している路線がありますが、それ以外に29年度から1路線を増やす計画があります。こちらは2市1町の共同事業の中で、具体的には藤沢市の湘南台から茅ヶ崎市の文教大学前を経由し、町まで抜ける運行バスの計画の検討を進めています。

事務局からは以上となります。よろしく願いいたします。

【委員長】 以上、事務局から説明がありました。何か質問はありますか。

【委員】 質問ではありませんが、27年度から新たに1園が認可保育所として運営を開始しましたが、その認可に伴って、そこで働く職員の方々の意識改革というか、あるいはそこに通わせる保護者の意見等で町に入っている情報があればお聞かせください。

【事務局】 寒川湘南保育園が27年度から開園しています。定員90人のところ、開園初年度ですので、特に4歳、5歳のお子さんは、持ち上がるお子さんもいませので、少ない状態でスタートしましたが、28年度は、定員に近い在籍数となっています。

26年度までは、認可外保育施設として運営していましたので、保育士等については、そのまま認可になっても働き続けている方もいらっしゃるかと伺っています。認可になって定員が大きく変わりましたので、新たな職員の方の雇用もありましたが、園から職員のことや職員から園に対しての相談などはありません。

保護者については、認可外の湘南保育園の時代から引き続き認可になっても通っているご家庭もありますし、認可になって定員が広がったことにより入園ができたというご家庭もありますが、保護者の方についても、園の運営についての意見など町では特に把握していません。

【委員長】 寒川湘南保育園ができて、定員人数が90名増えましたが、各保育所の在籍率はほぼ100%ぐらいですか。

【事務局】 今年の4月1日の在籍率は、寒川湘南保育園を除く3保育所は、定員を超えて受け入れをしていただいている状況です。

【委員長】 他の保育園は減らないのですか。

【委員】 さむかわ保育園は4月のスタートが116%です。現在は120%近くになっています。受け入れについては、面積の問題もありますし、トータルとして、年間増え続け過ぎてしまうと、定員の変更をしなければなりません。定員以上の部分については、ぎりぎりまでは受け入れていきたいと思っています。

今の若い世代の方たちは、共稼ぎしないと、生活が成り立たないというような社会になってきていることや子育ての苦手なお母さんたちが増え、また様々な病を抱えているご家庭も増えてきていると感じます。先ほど、29年度をピークに保育ニーズは減っていくと説明がありましたが、出生率は減っていくかもしれませんが、子育てを支援しなければならない家庭は、逆に増えていく可能性が大きいという気がします。

子育てに対する支援については、子育て支援センターも一生懸命やっただいておりますので、保育園としてもフォローできればと思っています。また、自ら子育て支援センターに行くことができる方や保育所の入所を希望する家庭はいいのですが、自ら行動を起こせない家庭もこれからは増えてくると思いますので、その様な家庭をどのような形で支援していくのかということは、大きな課題と感じています。

【委員長】 その様な家庭は、相談が町にもあるのではないかと思います。

【事務局】 支援が必要な家庭のすべてを把握することはとても難しいことで、アウトリーチ型な取り組みとして積極的に取り組んでいく必要があると思います。

このことは、町も認識していて、来年4月に子育て世帯包括支援センターの導入を目指しています。センターといっても箱物ではなく、この事業の一番の目的としては、小学校就学前のお子さんがある家庭に対して、総合的に切れ目ない支援を目指すもので、支援が必要な家庭の掘り起こしも目的のひとつとなっています。

また、来年度に機構改革を予定していて、切れ目ない支援を行っていくために、その基本となる子育て支援の担当と母子保健の担当がより連携を密にしてい

めにはどうすればいいのかを検討しています。例えば、子育て支援が担当する児童虐待、子育て相談事業、養育支援訪問事業などが、母子保健事業と更に連携できないかというところを組織的に検討しているところです。

この検討については、去年までの会議の中でも意見として、子育て家庭の目線で支援をしていくような取り組みをしていただきたいということと、縦割りではなく、もっと横の連携を強くということも言われていますので、その部分も含め、行政の組織、そして産後ケアや産前・産後のサポートなどの新規事業の導入を含め、今年度中に母子保健との間で方向性を決めていきたいと考えています。

【委員長】 町の場合、どこへ相談に行ったらいいのかわからない親が結構いるみたいで、海老名市や藤沢市は専門の相談員や専門の施設がありますが、町にはないので、相談があったときには、児童相談所へ相談するように勧めています。近くにそのような施設があればいいと思います。

【事務局】 市などは、保健所の設置が義務づけられ、子ども家庭の相談室が設置されています。また、お子さんの発達に関することは、10万人規模の人口に1箇所程度努力義務として、児童発達センターの設置がありますので、多くの市は、相談体制がしっかりと構築されていると思います。町では、そのような相談体制が構築されていない部分も確かにあります。

ただ、子ども青少年課としては、子ども家庭担当に相談員を1名増やした理由の1つとしては、障害の有無や虐待・育児不安に限らず、全ての子どもの相談を受け入れていくことを基本としています。もし育児相談などの問い合わせがありましたら子ども家庭担当へご連絡ください。

【委員】 相談という話ですが、子育て支援センターにも電話相談という形で、あまり多くはありませんが、お子さんが幼稚園や保育所などに所属していても、そこでの親の顔と違う部分を知らないからこそ話を聞いてほしいという電話相談が年に数件あります。そういった方の多くは、実名や住んでいるところを知られたくない。メンタルな部分は、話の中で子育てアドバイザーがくみ取っていますが、所属していても、そこではそういう顔を見せたくないという相談が実際にあります。

【委員長】 親の立場からすると、確かに気持ちを出したくないと思います。本当は、親が素直に自分の気持ちを出したほうが、施設の子どものとかかわり方も変わるので、いいと思いますが、なかなか認めたくないという親は多いようです。ですから、認める親のほうが、ほかの子どもも感じますし、施設もそれに対応できます。けんかも起きません。ところが、それを認めたくない親は、子どもに対してなぜできない、なぜ遅いと言ってしまふ。そうすると、本人が萎縮してしまう部分もありますので、親が所属の先生に相談したほうがいいと思います。

【委員】 そこを出せないのが現状で、ものすごく子どものことで悩んでいる

という表現ではありますが、実際、自分自身のメンタルも含めて、複雑な部分が絡み合っています。それを表現することは難しい、そういう傾向があると思います。

【委員】 その様な相談ができる場をもっと周知していけばいいと思います。ただ、周知しても多くて対応できなければ、それもまた難しい。あまり周知しないでほしいということになってしまいます。親としてはもちろんですが、例えば子どものことよりも夫婦間の問題のことを抱えていたり、男女問題などの悩みを抱えた方たちが、気楽に相談を受けることができる場所があればいいと思います。保育所や子育て支援センターでは、様々な相談を受けていますが、これからは、どんな相談でも受けていく旨の周知をしていかなければならないと思います。

【委員】 継続していかないといけないと思います。

【委員】 そうですね。そこは関係機関が連携していくことで、子どもの成長とともに自分も成長していける部分もあると思います。今、そういう方たちが増えてきていて、これからは更に増えるように感じています。

【委員長】 町にもいろいろな相談ができる場所がありますが、相談しにくいのかもかもしれません。

【事務局】 待っているだけではいけないという部分もありますので、更にアウトリーチ的な部分も取り入れて行きたいと思っています。先ほどの子育て世代包括支援センターでコーディネーターを担っていただく方には、今まで職員としていなかった助産師を採用していこうと考えています。ほかにも検討をしていますので、少しでもそういった方の目に触れ、関わっていく機会を増やすということが大切だと思っています。

【委員長】 子育て支援相談員も幼稚園や保育所を回って、どんどん相談してくださいと周知したほうがいいと思います。

【事務局】 はい。

【委員】 子育て支援センターと連携していても、結局、ここだけの連携だと不十分で、子どもの成長は少なくとも中学生までは、きちんと子どもが育っているかということを見届けていく必要があると思います。学童保育なども含め、すべての関係機関が連携していける町になると、随分違ってくると思います。

話は少し変わりますが、お尋ねしたいことがあります。

前回の会議で、ふれあい塾と学童保育との連携ついでの話があったと思いますが、その後の状況をお伺いしたいと思います。

【事務局】 平成27年度は、寒川町放課後子ども総合プランということで、26年度までとは少し違う形での取り組みとなりました。今年度は、平成31年度までに双方の連携を強化して形にしていくという国の方針があり、去年の会議で、委員の方からいただきました意見・課題の幾つかを中心に話し合いましたが、

課題の解決に至らない内容がありましたので、状況分析や今後の方向性について協議しました。現在のところ、時期は未定ですが、今年度中に何回か会議を行い、検討していきたいと考えています。

【委員】 この国の方針の連携という意味が、連携をしていくというのは繋がりを持っていくことで、中身は各市町村に求められるものなのか、それとも学童保育とふれあい塾を一体にしてしまう意味なのかをお伺いします。

【事務局】 一体にするということではありません。

全国の学童保育で多くの待機児童を抱えている現状があります。目的は違いますが、放課後の子どもの居場所づくりとして共通しているところがありますので、ふれあい塾が受け皿として担うことができないかという可能性を検討しています。具体的には、学童保育の入所要件の低い児童がふれあい塾を利用することにより、待機児童を解消することが目的です。

【委員】 わかりました。

先ほど待機児童数の説明がありましたが、待機児童は学童保育に入れていない児童数という認識でよろしいですか。例えば自分の学区内の学童保育に入れなくて、ほかの学区内の学童保育に行っているお子さんはいますか。

【事務局】 今後考えられるのは、待機児童は発生している小谷小や寒川小になりますが、誰が学区外の学童保育に連れて行くかなどいろいろな問題があると思います。

【委員】 何人ぐらいいるかわかりますか。

【事務局】 一之宮小学校に通っている児童が1人います。この7月から1人増える予定で正確な数値は把握していませんが、全部で3～4人いると思います。

【委員】 違う学区まで行くというのは結構距離もあります。方法としては、子育て支援員にお願いすることとかが考えられますか。

【事務局】 そういうことも考えられます。

【委員】 そうすると、その部分に対しても費用が必要になりますか。

【事務局】 はい。

(2) 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部改正について

【事務局】 保育担当の徳江と申します。よろしく申し上げます。

議題の2番目、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部改正についてご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。

初めに、今回の改正の背景についてご説明いたします。国の平成28年度にお

ける幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みにより、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については負担軽減を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償とすることになりました。改正の内容については、後ほど詳細をご説明いたしますが、これに伴い、施設型給付に移行した幼稚園、認可保育所等の保育料について定められている子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部を改正する必要が生じました。

次に、改正の内容についてご説明いたします。今回の改正の対象となる世帯は、年収約360万円未満相当の世帯のみとなります。年収約360万円以上の世帯については、改正の対象外となり、従来どおりの保育料となります。また、国が示している年収約360万円未満相当の世帯についてですが、資料2の5ページをご覧ください。

年収約360万円未満相当の所得割課税額について国が示している資料です。上の段で1号と2号、3号と分かれておりますが、1号が教育認定子ども、幼稚園に就園している子どもです。2号、3号については、保育認定子ども、保育の要件があると認定された子どもとなります。1号のところの下を見ていただきますと、(1)二人親世帯と(2)ひとり親世帯等に分かれておりますが、年収約360万円未満相当の範囲を両方とも所得割課税額7万7,101円未満としております。次に、2号、3号のところを見ていただきますと、二人親世帯の年収約360万円未満相当の範囲は、所得割課税額を5万7,700円未満とし、ひとり親世帯等の範囲は、所得割課税額7万7,101円未満としております。

2号と3号の二人親世帯とひとり親世帯の範囲が違う理由といたしましては、モデル世帯がありまして、夫、妻がいて、夫のみが働いている世帯をモデル世帯としていることから、保育認定子どもについては夫婦ともに働いているため、給与所得控除、基礎控除等が夫婦ともに適用されるため、同じ世帯収入であっても教育認定子どもよりも所得割課税額が低くなることにより、所得割課税額の違いが出ております。

資料2の1ページ目にお戻りください。今回、平成28年度変更点については2点あります。1つ目については、多子世帯の保護者負担軽減として、多子軽減に伴う多子計算に係る年齢制限が撤廃されます。幼稚園の保育料は小学校1年生から3年生までに兄、姉がいる場合は、その中で最長の子を1人目、次に最長の子を2人目、3人目と計算し、1人目は保育料満額、2人目は保育料半額、3人目は保育料無償としておりました。保育園の保育料は就学前の兄、姉がいる場合はその中で最長の子を1人目、次に最長の子を2人目、3人目と計算しておりました。今年度から年齢制限が撤廃されることにより、兄、姉が何歳であっても、

同居、別居の別にかかわらず、生計が同一であれば多子計算の対象となります。

資料2の4ページをご覧ください。多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃についてとありますが、現行、左側の例の1、幼稚園のところを見ていただきますと、小学校6年生の姉は対象外となり、幼稚園の5歳児が第1子の扱いで保育料が満額、幼稚園の3歳児が第2子の扱いで保育料が半額となっております。その横の例に、保育所のところも小学校3年生は対象外となり、保育園の3歳児は保育料満額、保育園の2歳児が保育料半額となっております。それが、平成28年4月からは、資料の右側、平成28年4月から年収約360万円未満相当に限るところを見ていただきますと、保護者と生計が同一の子や孫など、保護者が監護し、生計が同一の子どもであれば、年齢にかかわらず、多子計算の対象となります。保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした子どもを祖父母やおじ、叔母が監護している場合や、その子どもが成年に達した場合も、生計が同一であれば多子として計算されます。

例えば4ページにも記載していますが、寮で暮らす兄、姉、両親を亡くした甥、姪、同居する浪人生、両親を亡くし、祖父母に育てられているなどがこれに当たります。ここで言う生計が同一とは、同居を要件とするものではなく、勤務、就学、療養等の都合上、別居している場合で、余暇、お休みの日に実家で生活をともにしている場合や、常に生活費、学資費、療養費等の送金が行われている場合なども生計が同一のものとして取り扱うこととなります。

変更点の2つ目は、ひとり親世帯等の保護者負担軽減です。資料2の2ページをご覧ください。こちらも年収が約360万円未満相当の世帯であって、さらにひとり親世帯等の保育料については、特例措置を拡充することとなりました。平成27年度においては1,000円の軽減措置を行っていましたが、平成28年度は第1子の保育料は現行の半額、第2子以降の保育料は無償とすることとなりました。

ひとり親世帯等は、資料にも記載されておりますが、1、生活保護法に規定する要保護者、2、保護者のない者で現に児童を扶養している者、3、身体障害者手帳の交付を受けた者、4、療育手帳の交付を受けた者、5、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、6、特別児童扶養手当の支給対象児童、7、国民年金障害基礎年金受給者が保護者または保護者と同一世帯に属する世帯をいいます。

資料2の6ページをご覧ください。平成28年度におけるひとり親世帯等に係る特定教育・保育施設等の利用者負担、月額の一覧となります。これは、国が定める利用者負担の上限額基準ですが、左側の表、教育標準時間認定の子ども、1号認定の下のところ、階層区分③市町村民税所得割額7万7,100円以下のところを見ていただきますと、平成27年度は利用者負担が1万5,100円。28年度は7,550円となっており、平成27年度の半額となっております。

また、左側の表、保育認定の子どもを見ていただきますと、階層区分③所得割課税額4万8,600円未満のところは平成28年度の保育料が27年度の半額となっており、それぞれ平成27年度、28年度の金額が記載されておりますが、その次の階層区分④所得割課税額9万7,000円未満のところは、階層区分を7万7,101円未満と7万7,101円以上とに分けて、7万7,101円未満の保育料を平成27年度は現行の半額としております。これは国基準の保育料となりますが、町の保育料の資料は資料2の2ページ目をご覧ください。

幼稚園の保育料、改正前になり、その下の表が幼稚園の保育料、改正後の表になります。右側の矢印のところをたどっていただきますと、それぞれ半額となっております。

その次、3ページをご覧くださいますと、今度、保育園の保育料改正前と改正後の表が記載されております。保育園の保育料は2号認定、3号認定ごとに標準時間、短時間と分かれておりますが、右側の矢印で示してありますとおり、それぞれ半額となっております。記載されている保育料は第1子の保育料で、第2子については無償となります。

改正の内容についてのご説明は以上になりますが、この改正の内容を反映させた規則が今日、机上に配付させていただきました資料1の7ページ以降です。子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則になります。この規則は案の段階で今日の会議の議題としてかけさせていただいておりますが、この後、ご了承いただけましたら、町の庁議にかけて、規則の一部改正を行い、9月議会に報告していく予定となっております。また、改正の内容にありました多子世帯の保護者負担軽減、ひとり親世帯等の保護者負担軽減の対象者を把握するために住民登録のある方で、施設型給付に移行した幼稚園、認可保育所などに入所している児童がいる年収約360万円未満相当の世帯に対して調書の提出を依頼し、今、集計作業を行っているところです。本来でしたら、4月からその負担軽減がされた保育料を徴収するところですが、システムの改修等が終了していない状態で、4月からの保育料は改正前の保育料を今現在は徴収しているところです。9月から平成28年市町村民税所得割課税額でもって保育料を算定し直す切りかえを行いますので、そのタイミングで4月から8月までの保育料を対象世帯に還付できるよう、今、準備を進めているところであります。

議題2、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部改正についてのご説明は以上になります。よろしくお願いたします。

【委員長】 議題2について説明がありましたが、何か質問はありますか。

【委員】 質問ではありませんが、学童保育の保育料について、現在、町には

減免制度がないため、すべての家庭から、1人あたり月額1万1,000円の保育料を徴収しています。また、入会金を1万円いただいておりますが、この金額の表を見ると、学童保育の保育料よりも少なくなっているため、学童保育の利用を考えたときに、金銭的に生活が厳しい家庭を中心に、預けないことや夜まで留守番させることも、1つの選択になってくると思います。小学校に行ったら、1人で留守番させるというのも家庭の考え方なのかもしれませんが、特に低学年の子どもを大人の目が届かないところで過ごさせるのは、危険性やかわいそうなところを感じます。学童保育の必要性や役割からも、配慮や手立てをしなければならないと感じました。

今までの金額よりもかなり差が開いてくるので、少し心配です。

【委員長】 これは幼稚園や保育所の保育料の関係で、学童保育についての負担は全然変わらないということですか。

【委員】 変わりません。特別支援学級に行かれていますお子さんが入られる場合は支援員を増すという規定がありますので、支援員1名に対する人件費分をいただけますが、それ以外の補助はありません。保育所に通わせていた親同士の会話の中でのレベルですが、学童保育は高いから通わせられないという話も聞こえてくるので、夕方まで子ども同士で遊べるような環境であればいいのですが、なかなか最近是不審者などの問題もありますので、配慮が必要かと思えます。

【委員長】 事務局からの回答を求めます。

【事務局】 懸案事項になるかと思えます。学童保育の保育料については、金銭的に生活が厳しい家庭やひとり親家庭以外の部分でも、委員長からも昨年来よりご意見をいただいておりますが、やめた子ども年間の保育料を払わなければならないなど、今後保育料については、見直しを検討していく必要があると考えています。ただ、去年もご報告させていただきましたが、今年の4月から寒川学童保育会へ委託先が変更となり、ようやく1年が経過し、少しずつ軌道に乗ってきた状況がありますので、もう少しお時間をいただきながら検討を進めていきたいと考えています。

ここで1年が経過しましたので、保育料について今後どうあるべきかを寒川学童保育会と担当者で議論を進めていきます。

入所については、ひとり親家庭など優先順位はつけていますが、金額的には免除の規定とか減免の規定はありません。近隣では、その様な取り組みをしているところも多くありますが、もし減免措置等を導入していくということになれば、公費負担も発生しますので、町としての政策決定等も図っていく必要があります。

【委員長】 学童保育の補助については、いろいろと検討課題があると思います。保育料の減免制度については、不公平感などいろいろな問題が出てくると思います。早急な解決は難しい問題かと思えますが、いい環境で子育てができるよ

うな方策は前向きに取り組んでいただく必要があると思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに何か質問はありませんか。なければ議題2については、承認が必要となりますので、賛成していただける委員は、拍手をお願いいたします。

(拍 手)

(3) その他

【委員】 小学校からの情報を4点ほどお知らせします。

1つは、連携の大切さということで、幼稚園、保育所と小学校で夏休みに一度、町で会議を持っていまして、昨年は山田相談員が、オブザーバーとして参加していただきました。そういう場で情報交換をしていくというのは非常に大切だと思います。実際に小学校入学前のお子さんで、子ども青少年課の相談員をお願いして、うまくいったケースもあります。最初は民生委員・主任児童委員からの情報で、幼稚園や保育所にも行っていない可能性があり、気をつけて見ていかなければいけないというお子さんがいました。学校教育としては、そこはまだ手が出せないところですが、その情報を繋いで、そこから学校教育課の研究室が入り、4月1日に無事入学式を迎えました。今、その子どもはすごく元気ですし、お母さんとの関係性も良好です。早目に手を打っていくということが、子どもや家庭を支える形になると思います。

そういう部分でいうと縦割りではなく、横の連携をしっかりと構築していかなければいけません。今でも多少のことはできていますが、仕組みづくりを更に構築していただきたいと思います。

次に、この4月に南小学校が町内5校の中で最後に特別支援級が開校しました。在籍児童は1名です。担任が1名、町からの補助員が1名ということで、お子さんにとっては恵まれた環境ですが、部屋がこの夏休みに工事で、仮設の部屋で活動しています。

次に、本校は、神奈川県インクルーシブな学校づくりということで、この進行管理表には記載されていませんが、おそらく来年あたりには記載されると思います。茅ヶ崎高校では、インクルーシブな教育の枠組みの中でクラスをつくり、県内で初めての取り組みを行っていますが、小・中学校も、みんなの教室という形で、茅ヶ崎・寒川地区が1つのブロックとして指定されています。その中で茅ヶ崎第一中学校が昨年度からみんなの教室の取り組みを開始しまして、今年度からの3年間について南小学校がモデル校として動き出しているところです。

具体的には、普通級にいる支援を必要とするお子さんに対して、20時間とい

う時間の枠組みで、先生を加配します。また、この秋から教育研究室に來ている元県のSSW(ソーシャルスクールワーカー)の方がスクールカウンセラーとして月に2回、学校へ來ることになっており、子どもの相談、先生の相談、そして保護者の相談が受けられる体制になります。これは県の事業でインクルーシブな学校づくりという、ともに育ち、ともに学び、地域の学校を一緒につくりあげていく事業になります。その先にあるのは、障害を持っている人も健常な人もともに暮らすというインクルーシブな社会と目指すということで、基本となっているのは、4月に施行された障害者差別解消法です。

ということで、インクルーシブな学校づくり、そして、インクルーシブな社会をとという部分が、これからのキーワードになります。なお実施時期は、県事業となるため町で6月の補正予算を組み、議会の承認を受けてからとなります。

次に、学校情報としては、いろいろな委員の方々もおっしゃっていましたが、小学校でもグレーゾーンの家庭が増えています。というのは、虐待については、学校を通して児童相談所等に通告していますが、グレーゾーンの部分、要するに、ご飯は食べさせているが、学校は行かなくてもいいというような長期の休みとか、欠席連絡が來ないとか、保護者に問題があり、子どもに学校に行かなければいけないという押し出しが効かないグレーゾーンの家庭が増えているという現実があります。

先ほど他の委員も言われたとおり、縦割りではなく横の連携をつくり、いい組織づくりをしていただければと思います。知恵を出し合えばよい相談体制ができるのではないかと思います。

最後に、この管理表の中で49番の学校給食の充実ですが、内容はここに記載のとおりとなっていますが、小学校では学校給食ですごく困っていることがあります。保育所や幼稚園も同様だと思いますが、アレルギー対応です。アレルギー対応はしていますが、小学校では、調理員が不足しています。町には正規職員の調理員は退職不補充という方針があり、今年から臨時的任用職員といって、フルタイムのパートを入れていただくことになっていますが、応募者がいません。調理員を希望される方も少なく、勤められても続かなかつたりなど、小学校の給食は非常にやりくり困っています。食の安心安全確保という部分では、機械だけではなく、人が大事で、栄養士も配置していただいています。過重労働になったりすると、思わぬミスが起こる可能性もありますので、すごく学校としての悩みです。

もし小学校給食で働いてみたいと思う方がいましたら、教育総務課に連絡していただくと、学校としては助かります。

【委員】 先生のグレーゾーンのお話で、縦割りではなく、横のつながりという体制づくりは大切だと思います。その体制づくりとして、情報を共有する機会

をどういう場にするかということが大事だと思います。

例えば、サポートネットワーク協議会の取組みの中に、現場サイドの子育て支援センターのスタッフとファミリーサポートセンターのスタッフ、あとは、町の保健師と主任児童委員で、昨日も開催しましたが2カ月に1回援助活動チームミーティングという会議を行っています。そこでは、気になるご家庭の状況をそれぞれの機関が共有し、その先の可能性も含めた関わり方の体制づくりを目的にそれぞれの役割として何が担えるのかということを確認しています。利用者支援事業として先日、各保育所、幼稚園を回らせていただいた中で、グレーゾーンのお子さんで、問題は起きていないが、お子さんがここに来るまでどのような状態だったのかを知りたいというご意見を多くいただきます。

やはり、先生がおっしゃったような情報をどのような形で、守秘義務も考慮のうち、児童虐待に至る前の体制づくりの構築が、以前から他の委員もおっしゃっている先を見据えたもののはじまりになるのかと感じています。

【委員】 もう1つ課題があり、相談員は、それぞれ守秘義務、倫理綱領を持っています。その辺の整理もした上で、一言でカウンセラーと言っても、いろいろな方がいらっしゃいます。国家資格にしようとの動きもあるようですが、すぐには難しいようです。

ただし、必要性はとても感じていて、それぞれが個々に持っている情報を一生懸命に拾い集めて動かないと、1人の子どもや家庭を支えるまでにとっても時間がかかってしまう問題もあると思います。

【事務局】 今、皆さんが言われているような連携を深めなければいけないという部分も含めて、社会全体で子育て支援するということは、様々な立場でサポートしていただき、守っていかなければいけないと考えます。ただ、現実的には、サポートネットワーク協議会以外では、しっかりと連携できるような体制づくりには、なり切れていないと感じています。町として皆さんと一緒に良い体制づくりが構築できるよう考えていかなければなりません。

母子保健事業として、妊娠期から子育て期までを集中的に相談体制を含めた支援体制の構築に向けて組織、形を整えたいということで、健康子ども部として調整を図っています。

また、先ほどインクルーシブの取り組みについて、茅ヶ崎高校で実施されている話もありましたが、議会への報告の際にも、議員からは、ともに生きていくことができる社会を目指すようにとの意見もあったと聞いていますので、町としても、いい方向に持っていければと考えているところでございます。

最後に、学校給食についてですが、なかなか難しい問題ではありますが、現実としてそういう状況があるということをしかりと伝え、人材の確保については、町長部局としてもいい方法がないかなど相談していきたいと思っております。

【事務局】 学校給食の調理員の退職不補充については、人事院勧告に基づいており、町では現業職の退職不補充という方向性を示していますので、正規職員の雇用がされないという現状の中で、臨時的任用職員は、調理員を含め応募が少ないという状況があります。臨時的任用職員は、フルタイムで働いていただきますが、基本、半年間の雇用となり、1回に限って延長をすることができる制度で、最長で1年間しか雇用ができないという制度の中で募集をしていることから、より安定的な雇用を求める方も多く、調理員が見つからないという現状が発生しています。

ただし、その状況については、教育委員会の担当者も認識しているところで、教育委員会として、給食の取り組みに向けた専門の課等の配置ということも検討されているようです。

【委員長】 時間も随分経過してまいりましたが、ほかに何かございますか。

【委員】 放課後子ども総合プランですが、そちらの会議の場にも学童保育の代表として出席していますが、園長先生がおっしゃったように、学童保育とふれあい塾のあり方は根本が違います。例えば、先生のOBの方に勉強を教わる時間や地域の方に昔の遊びを教わるなどのアイデアはありますが、いい形で連携し、制度としていくことは難しいと思います。今、皆さんの話を聞いていて、大多数が各家庭で普通に暮らしている子どもたちだと思います。そういう子どもたちを対象としたふれあい塾などにすごくお金と手間と時間をかけていくことよりも、グリーゾーンの子どものたちへの支援をまずは取り組んでいくべきだと思います。

例えば、小学校低学年は、しっかりと見守っていく必要がありますが、高学年になると、常に大人がそばにいて、見張られているのは、子どもたちも窮屈だと思いますので、少し離れたところから見守っていける体制をつくれば、学童保育も小学校6年生まで対象を膨らませなくても、公園などをしっかりと整備して、安全に子どもたちだけでも過ごせるような場をつくっていく方法なども考えられると思います。

自分は子どもの野球で、青少年広場に行きますが、青少年広場はトイレがひどい状況で、女性が利用できるような状況ではありません。そういうところを重点的に整備していただきたいと思います。また、公園の遊具なども、中央公園はきれいですが、少し小さい公園などは遊具が少なかったり、ボール遊び禁止、前が道路で飛び出して危ないなどの環境が多くあります。

防犯パトロールについても、子どもの安全を守っていくために、町は子どもたちが遊んでいる時間帯を重点的にパトロールしていることをもっと積極的にPRしていけば、保護者も安心して、子どもたちに気をつけて遊ばせたいと言えらると思います。そういう意味での健全育成に取り組んでいき、学童保育を増やすことに予算をつぎ込むのではなく、支援が必要な子どもたちへの取り組みを町と

してまずは取り組んでいただきたいと思います。

この会議に出席して子育て家庭の現状など初めてわかることもありました。放課後子ども総合プランの会議では、子どもたちの現状をもっと示していただき、町はこういう取り組みをしていくので、皆さんにはこういった部分をお願いしたいというような資料や話の方向性をつくっていただきたいと思います。何もなく、どうしたらいいと思いますかという形だとゼロから立ち上げるには、ハードルも高いので、方向性を示していただけるともう少し実のある話ができると思いました。

【委員】 4番の一時預かり事業の幼稚園について、補助対象事業以外の件数を把握していないことが書かれています。町の現状を把握するためには、補助金の対象の有無にかかわらず、把握していく必要があると思います。

また、11番の養育支援訪問事業ですが、2家庭だけとなっていますが、これは少なければこしたことはありませんが、少し少なすぎる気がします。

【事務局】 まず、1点目の4番の一時預かり事業の幼稚園の部分については、給付型のさくら幼稚園の数字だけが入っている状況になっています。この事業は特定事業に位置づけられていますので、最終的には国に報告することになりますが、県の調査が夏に行われる予定になっています。その段階で、他の幼稚園にも一時預かりの状況について、県の内容にそった調査を依頼させていただき、その調査結果を反映していく予定です。説明不足ですみませんでした。

次に2点目の、11番の養育支援訪問事業については、27年度の実績として2家庭で12回訪問しています。この養育支援訪問事業は基本的に保健師が新生児・乳児家庭全戸訪問で今後も継続的な支援が必要だという家庭に対して、プランを立て訪問していくという事業で、結果的には2件になっています。

養育支援訪問事業を受け入れていただける家庭には、養育支援訪問事業に切りかえますが、今までの保健師との繋がりの中で、その関係性が構築されていると、そのまま保健師に訪問してもらいたいという家庭もあります。その様な家庭については、保健師にそのまま継続して訪問していただき、そこに相談員が同席する場合などもありますので、実際に対象として訪問している家庭はもう少し多くなります。ただし、この事業は国の児童福祉法に定める事業になっていますので、実績は2名ということになります。

【委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに質問ありますか。それでは、その他、事務局から何かありますか。

【事務局】 3点あります。

まず、1点は今後のスケジュールです。この子ども・子育て会議は今年度、2回会議を開催する予算計上をさせていただいています。今のところもう1回につ

いては議題がありません。このまま議題がなければ、今年度は1回で、終了ということになりますが、子育てに関する諮問機関はこの会議だけです。新規の施策等を実施するためには、皆さんにお集まりいただきご意見を聞くことが必要だと考えています。去年ですと、2月に開催させていただいていますので、また新年度予算に向け必要がありましたら、皆さんに会議の依頼をさせていただきます。

また、任期については今年度末までとなっていますが、来年度は、計画の中間年で見直しの年になりますので、3回程度開催させていただく予定で考えていますので、よろしくお願いします。

2点目は、チラシを配布させていただいている母子健康アプリケーションの導入になります。こちらは、神奈川県が実施する事業で、スマートフォンを利用した母子健康アプリケーションです。モデル事業として今年の秋からの実施を予定していて、町についても事業に参加する意向を示させていただいたところです。県内で意向を示している自治体は、横須賀市、逗子市、愛川町、寒川町となっていて、まずは試行的にその4市町でアプリケーションの導入を行っていく予定です。

内容としては、記載のとおり、健診の時期のお知らせや子育て支援事業などの案内のほか予防接種の記録や撮りだめした子どもの写真の記録が残せるようなシステムになっています。

あくまでも今回はモデル事業ですので、今後、何年かかけて県がいいものに練り上げていくということになります。町も、登録していただいた皆さんに意見を聞き、反映させていきたいと思っています。

また、地図情報も導入に向けて検討していると聞いていますので、公共施設や子育て関係施設などの地図情報も提供できるようになると思います。

最後の3点目になります、5月27日付で郵送でお送りさせていただきました、寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱等の一部改正についてですが、本来であれば、要綱、条例の一部改正となりますので、委員の皆さんにお諮りするべき案件でしたが、国の基準の一部を改正する省令が定められたことによるもので、町の裁量がないものであったことと、時間的にも期限のあるものでしたので、書面でのご報告とさせていただきました。

2点ありましたが、寒川町私立幼稚園就園奨励費等補助金交付要綱等の一部改正については、就園奨励費補助金の基準日が6月1日となっていることから、平成28年6月1日に一部改正をして施行しております。

もう1つの寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、こちらの条例は、6月議会に上程し、最終日の6月17日に可決されました。

【委員長】 以上、報告がありました。これについて何か質問はありますか。

	<p>なければ、本日の議題は全て終わりました。いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>本日の議題を終了としたいと思います。皆さん、大変ご苦労さまでした。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議次第 ○ 委員名簿 ○ 寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理表 資料 1 ○ 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則の一部改正について 資料 2 ○ 電子母子手帳の主な機能 参考
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	<p>佐 藤 さなえ</p> <p>中 澤 博 美 (平成28年9月 2日確定)</p>